

令和3年4月1日から 溶接ヒューム等が特定化学物質として 法規制の対象となりました。

労働安全衛生法施行令、特定化学物質障害予防規則等が改正され、金属アーク溶接作業等において、溶接ヒューム等へのばく露を防止するための措置の実施が必要となります。

「労働衛生コンサルタント」が測定から改善までトータルにサポートします。
当財団は、福岡県、大分県を中心に九州一円の企業の健康づくり（労働衛生管理）をサポートしています。
特に、環境測定センターでは工場の粉じん、有機溶剤、特定化学物質、放射性物質等の作業環境測定を主力業務とし、約4500社の取引実績から豊富な経験を基に、ご予算やご要望に応じて対応致します。

必要な措置の流れ

1 溶接ヒュームの濃度の測定

現に、継続して金属アーク溶接等作業を行なっている屋内作業場は、**令和4年3月31日までに溶接ヒュームの濃度の測定を行う必要があります。**

測定の結果がマンガンとして
0.05mg/m³以上の場合



サンプラー装着

測定の結果がマンガンとして
0.05mg/m³を下回る場合

2 換気装置の風量の増加その他必要な措置

- ・溶接方法や母材、溶接材料等の変更による溶接ヒューム量の低減
- ・集じん装置による集じん
- ・移動式送風機による送風の実施など



移動式集じん機の設置

3 再度、溶接ヒュームの濃度の測定

4 測定結果に応じ、有効な呼吸用保護具を選択し、労働者に使用させる

5 面体を有する呼吸用保護具を使用させる場合は 1年以内ごとに1回、フィットテストの実施



フィットテストの実施

ご依頼・お問い合わせ



北九州病院グループ
一般財団法人 西日本産業衛生会

環境測定センター 北九州事業部

〒805-0071 北九州市八幡東区東田1-4-8

TEL093-671-3575

環境測定センター 熊本営業所

〒861-8039 熊本市東区長嶺南1-1-7-102

TEL096-213-2040

環境測定センター 大分事業部

〒870-0155 大分市高城南町11-7

TEL097-552-8366

環境測定センター 中津営業所

〒879-0122 中津市定留1050-1

TEL0979-27-6565